

# 第9回

# 勢田川等水面利用対策協議会

平成27年7月31日

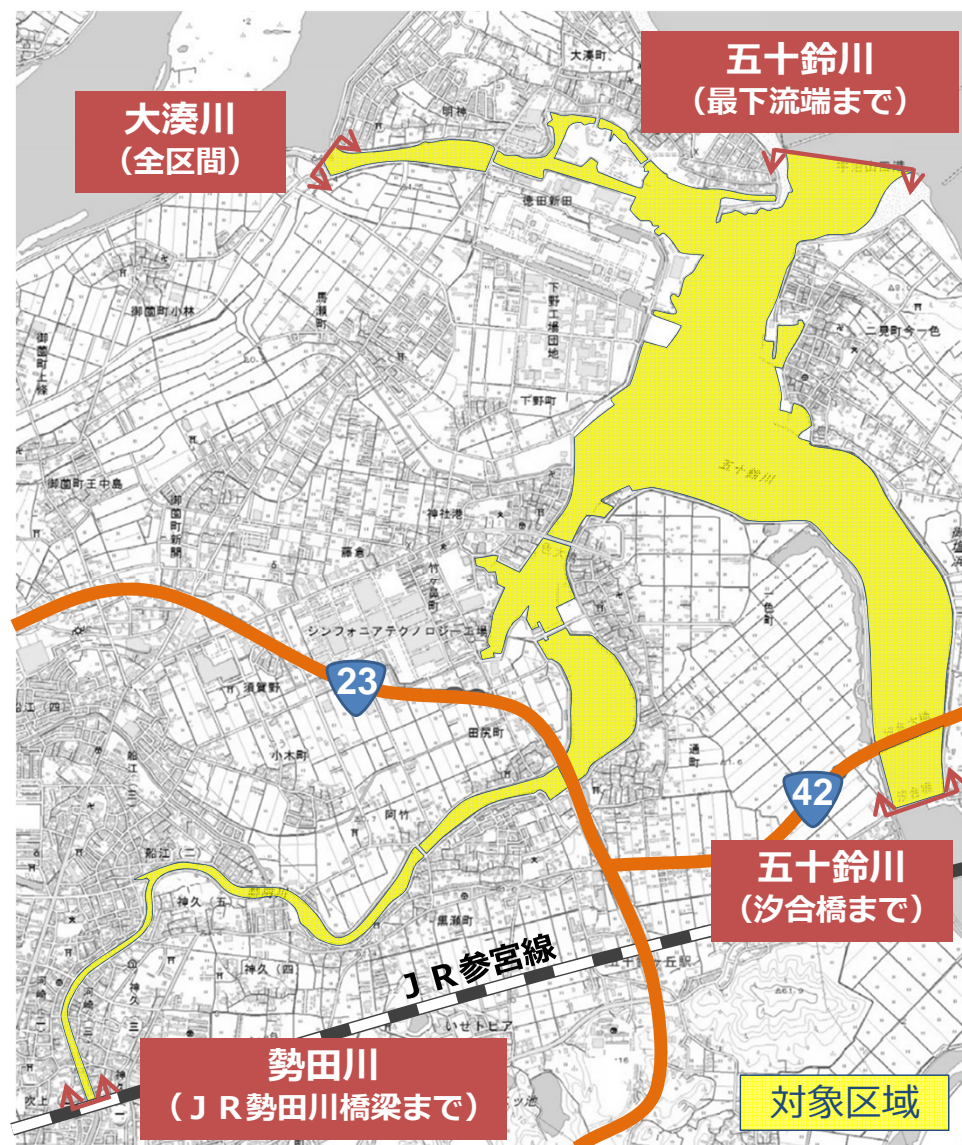


# 本協議会の協議事項

## ▼協議会において協議・検討していく基本事項(10項目)

- ① 対象区域
- ② 広報関係
- ③ 係留船舶実態調査
- ④ 強制的な撤去措置
- ⑤ 民間マリーナ調査
- ⑥ 暫定係留施設
- ⑦ 恒久的係留保管施設
- ⑧ 重点的撤去区域の設定 (河川)
- ⑨ 放置等禁止区域の指定 (港湾・河川)
- ⑩ 条例制定の要否・可否について

## ▼協議会対象区域



宇治山田港、五十鈴川、大湊川、勢田川の河川区域と港湾区域が重複する区域及びその区域に隣接する施設

# 前回までの協議事項 | 係留場所の確保



6 大湊川  
(宮川合流点側)



8 ゴーリキ  
マリンヴィレッジ



7 大湊川  
(五十鈴川合流点側)



9 マリーナ伊勢



1 (伊勢市占用)  
今一色漁港区



5 伊勢市占用  
(一部) 海の駅  
神社港



4 防潮水門下流左岸



10 秀英工業



2 一色町物揚場施設



3 一色町地先船溜まり

凡 例	
	活用を開始した箇所
	現状施設の活用を認める箇所
	民間事業者を活用する箇所

## 管理主体の選定について

### ① 任意団体への許可

管理能力・責任能力の有無

#### ◆ 管理能力

水質事故等への速やかな対応

台風・増水時の対応

その他・・・

- 防潮ゲートの管理
- 地元への配慮、騒音等
- 台風時の船舶固定等



水質事故対応

#### ◆ 責任能力

法人であること

その他本協議会にて認定された者

### ② 公募による手法の検討

現状のままで管理を行う者を募集

→応募者がいない場合は、

事務局が介入する条件で募集

### 公募による活用までのスケジュール

H27	H28	H29
<b>公募方針決定</b> →協議会承認 →公募実施 <b>公募結果</b> →協議会承認 →応募者不在 →公募方針決定	<b>公募結果</b> →協議会承認 →応募者不在 →公募方針決定 →協議会承認 →公募実施	<b>活用開始</b>

# 前回までの協議事項 | 規制の方針（港湾）

## ▼ 放置等禁止区域の指定

受入先の確保と禁止区域の指定



(港湾法)  
**第三十七条の三** 何人も、港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域（略）内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。



# 前回までの協議事項 | 規制の方針（河川）

## ▼放置等禁止区域の指定

河川法施行令改正による放置等禁止区域の指定（平成26年4月施行）

### 河川法施行令改正の内容

第16条 の4	目 的	対 象 物	場 所	行 為 (みだりに)	量 刑
2号	<ul style="list-style-type: none"><li>流下阻害の防止</li><li>河川の清潔に支障に対する規制</li></ul>	船舶その他の河川管理者 が指定したもの	河川区域内の 土地	放置する	懲役3月以下 罰金20万円以下



### ▼ 指定の方針

重点的撤去区域に重ねて指定



重点的撤去区域

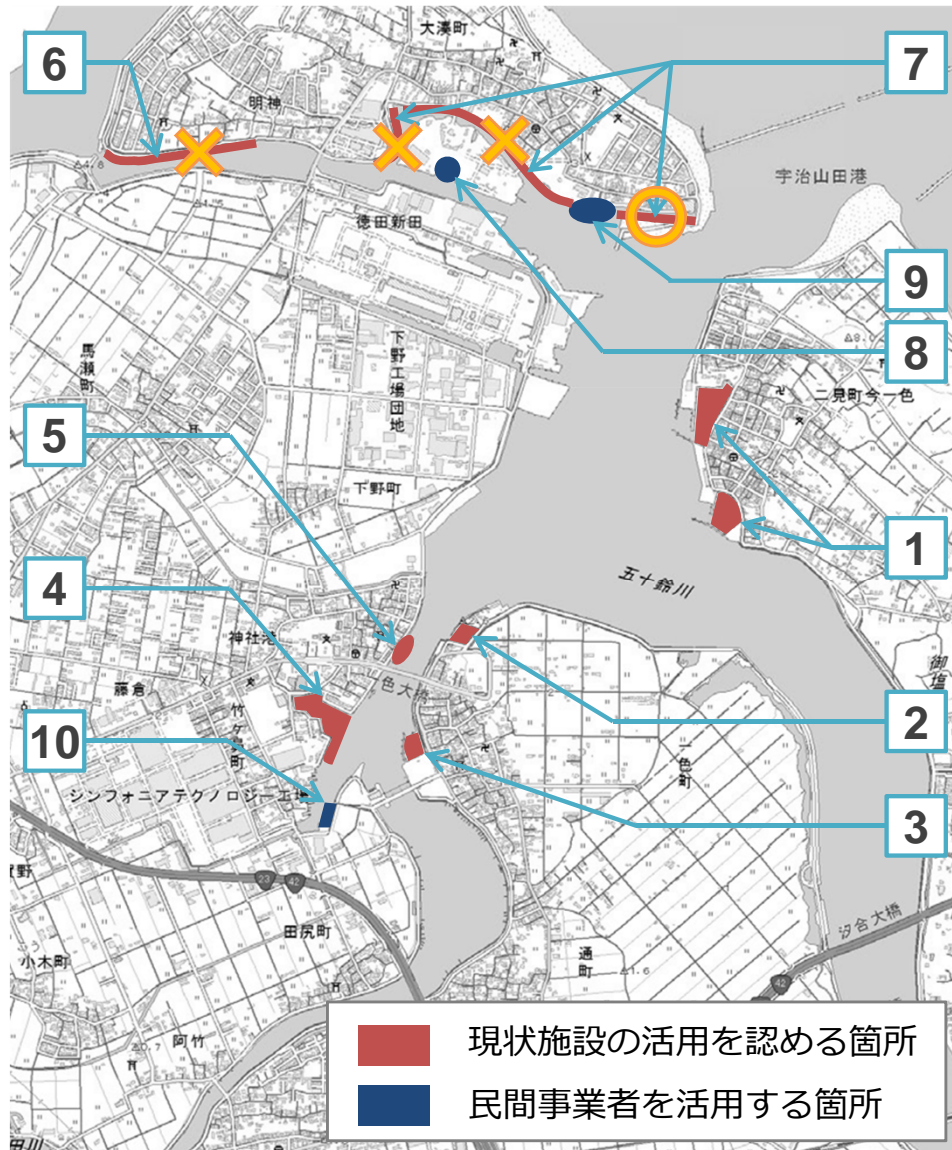


放置等禁止区域



# 前回までの協議事項 | 現状施設の活用に向けた調査・調整結果

## ▼現状施設の活用区域 (第4回協議会で承認)



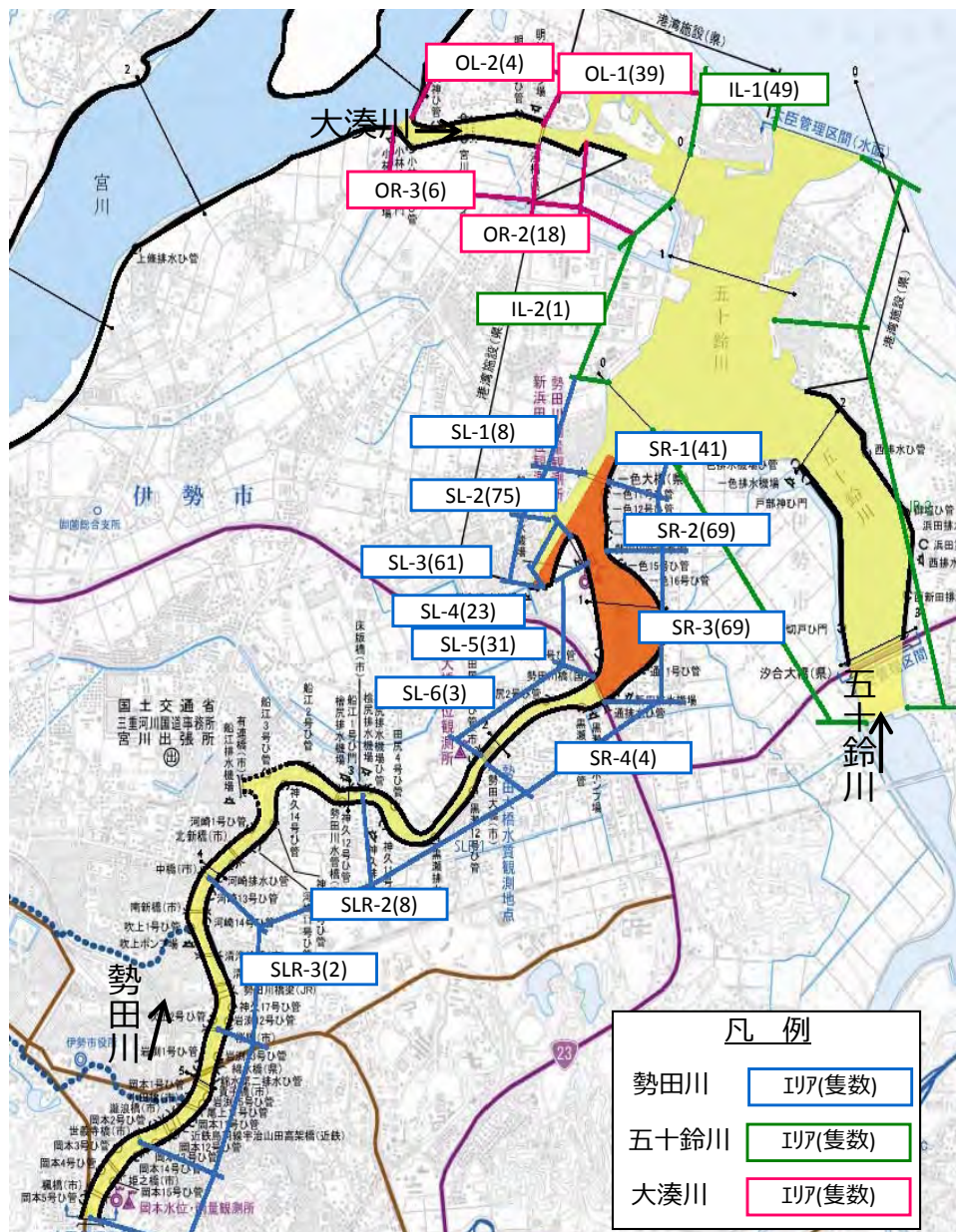
## ▼さらなる現状施設の活用に向けた調査結果

### 利用形態と係留可能隻数

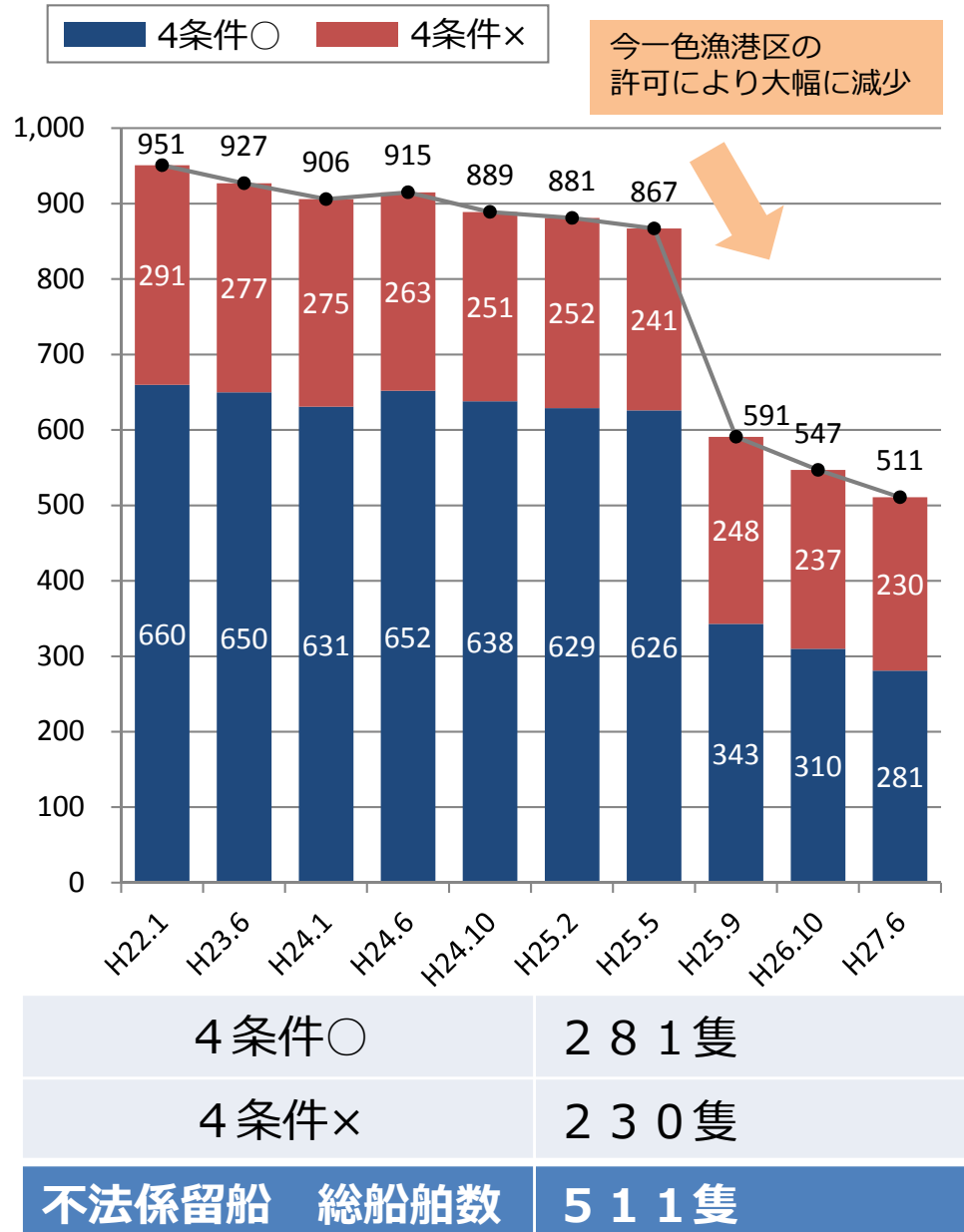
区域	利用形態	隻数
1 今一色漁港区	活用中 250隻 (許可済)	-
2 一色町物揚場施設	個人による 利用	約30
3 一色町地先船溜まり	個人による 利用	約50
4 防潮水門下流 (左岸)	遊漁3団体が 利用	約100
5 神社「海の駅」	指定管理者 による管理 (許可済)	-
6 大湊川 (宮川合流点)	×	0
7 大湊川 (五十鈴川合流点)	個人による 利用	約80
合計		約260

# 報告事項 | 係留船舶実態調査

## ▼平成27年6月調査結果



## ▼船舶数の変動 (H22~H27)





# 報告事項 | 係留対象船舶数について

## ▼ 現在の状況（平成27年6月調査時点）

511隻 → 係留総船舶数

281隻 → 4条件 ○

230隻 → 4条件 ✕

現状施設	1.今一色漁港区	-
	2.一色町物揚場施設	30
	3.一色町地先船溜まり	50
	4.防潮水門下流（左岸）	100
	5.神社「海の駅」	-
	6.大湊川（宮川合流点）	0
	7.大湊川（五十鈴川合流点）	80
	計	260
民間マリーナ（空き）	8.ゴーリキ	30
	9.マリーナ伊勢	13
	10.秀英工業	12
	計	55
合計		315

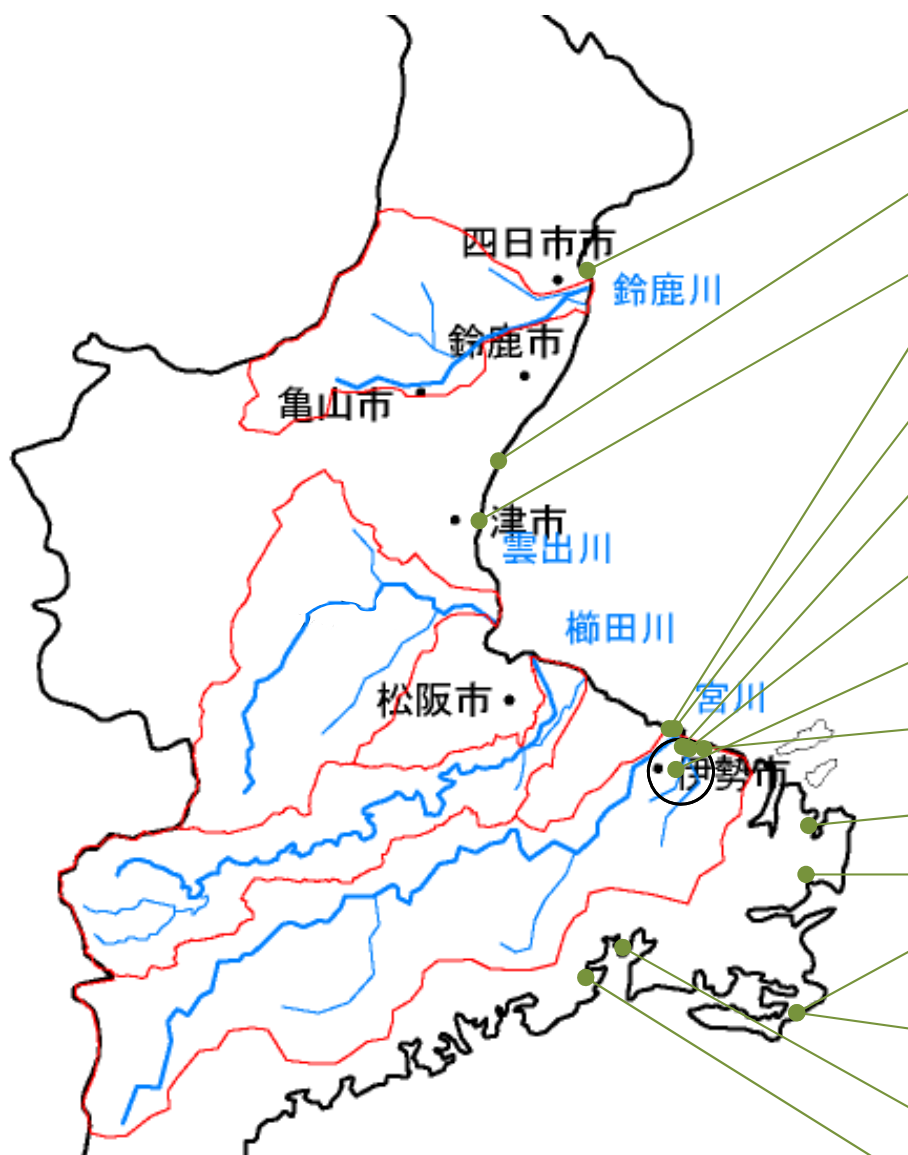
受け皿施設への対象船舶とする4条件	×隻数
①漁船登録の検認を受けている、又は、船舶検査書の有効期間内である。	76
②漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。（船舶への登録番号の表示など）	55
③所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。	19
④上記に該当しても、平成23年4月1日以降、新たに係留が確認された船舶は対象とならない。	80

281隻 - 315隻 = 34隻分 空きあり

ただし、現状施設の精査、4条件×の改善及び所有船の放棄が進むことで、数値が変動する可能性があります。

# 報告事項 | 民間マリーナ調査結果

## ▼ 民間マリーナ【四日市市周辺～南伊勢町周辺】（平成27年7月2日調査）



番号	施設名	所在地	空き数
1	伊勢湾マリーナ	四日市市霞	6～8
2	マリーナ河芸	津市河芸町東千里	15～20
3	三重県津ヨットハーバー	津市津興港中道北官	30
4	NJMマリーナ	伊勢市有滝町	0
5	湊洋工業マリーナ	伊勢市有滝町字大浜	10
6	ゴーリキマリンビレッジ	伊勢市大湊町	30
7	マリーナ伊勢	伊勢市大湊町	13
8	秀英工業	伊勢市竹ヶ鼻町	12
9	IDKマリーナ	伊勢市二見町松下	5
10	海香マリーナ	鳥羽市浦村町	20
11	鳥羽マリーナ	鳥羽市千賀町釜ヶ谷	10
12	長久マリン	志摩市大王町船越	1～2
13	志摩・船越マリーナ	志摩市大王町船越	0
14	VOC志摩ヨットハーバー	度会郡南伊勢町船越	50
15	海遊人クラブ	度会郡南伊勢町迫間浦	10

※国土交通省三重河川国道事務所調べ  
 (船長7.5m程度の船舶を係留対象として聞き取り調査しました)

## ▼毎日新聞（朝刊・三重版） 平成27年2月27日付

伊勢の3河川  
放置船ゼロへ  
今後5年・対策協  
伊勢市の勢田川、五  
十鈴川、大湊川の河口  
付近の放置船対策を  
話し合う勢田川等水面  
利用対策協議会は26

日、市役所での開会式  
をかねて放置船をなく  
すという目標を確認し  
た。  
協議会は国や県、市、  
地元自治会、漁協など  
の関係機関で構成し、  
2009年に設立。こ  
れまでに所有者不明の  
船などを撤去してき  
た。  
会合では、放置船の  
現状について、事務局  
の国土交通省三重河川  
国道事務所から、10年  
に991隻だったのが  
昨年10月には597隻  
に減少したと報告があ  
った。また、放置船の  
受け皿となる係留施設  
を確保するため、管理  
者を公募する方針を示

した。  
今後は、民間マリー  
ナの拡張や新規施設の  
設置を検討するなども  
に、放置禁止区域の指  
定を進めることで、不  
法係留船の排除を目指  
す。  
【新井敦】

## ▼三重河川国道事務所のホームページ http://www.cbr.mlit.go.jp/mie/index.html

国土交通省中部地方整備局  
三重河川国道事務所

サイト内検索

トピックス・ニュース 河川事業 道路事業 事務所案内 お問い合わせ

トップ > 河川事業 > 勢田川等水面利用対策協議会

### 河川事業

- 事業紹介
- 河川整備基本方針
- 河川整備計画
- 河川維持管理計画
- 三重河川流域委員会
- 総合流域防災協議会
- 三重四川流域圏

### 宮川水系

- 宮川床上浸水対策特別緊急事業
- 宮川右岸堤防改修景観検討委員会
- 宮川堤坂ら通信
- 勢田川等水面利用対策協議会
- 勢田川の浄化を考える懇談会
- SKIP勢田川きれいにプロジェクト

### 勢田川等水面利用対策協議会(第8回)

- 開催日:平成27年2月26日(木)
- 議事 [協議会資料\(PDF\)](#)
  - 前回までの協議事項・報告事項
  - 報告事項
    - 現状施設の活用に向けた調査・調整結果
    - 係留船舶の変動(H22~H26)
  - 協議・検討事項
    - 管理主体の選定について
    - 海の駅の拡張イメージ(案)
    - 規制の方針(勢田河川)
    - 今後の方針
- 今回の協議会において確認及び決定した主な事項  
[実施報告書\(PDF\)](#)



# 協議・検討事項 | 係留場所の確保増 募集要項（案）の概要

## 応募資格

### 共通要件

- ①会社更生法又は民事再生法の手続きを開始していないこと。
- ②直近3年間に、法人税等の税金を滞納していないこと。
- ③役員が破産者で復権を得ていない者、禁固以上の刑に処せられ2年経過しない者、成年被後見人でないこと。
- ④暴力団が実質的に経営を支配する業者等でなく、また、委託先としないこと。
- ⑤過去に河川法、港湾法による監督処分を受けていないこと。
- ⑥NPO法人については、特定非営利活動促進法第42条の規定に該当する者でないこと。

### 個別要件

- ①伊勢市内に本店、本社又は主たる事務所を有する者であること。
- ②過去5年間に同種業務の実績を有すること。

- 募集主体  
国土交通省三重河川国道事務所  
三重県伊勢建設事務所
- 公募対象箇所  
勢田川防潮水門下流（左岸）  
約100隻

## 募集条件

### 施設・設備の保守・点検および清掃等環境整備

- ①施設・設備の損傷の有無について、目視による日常点検に加え、施設の性能維持を目的とした点検を定期的を実施すること。
- ②許可船舶の係留位置の点検、沈廃船の有無調査及び沈廃船の撤去等適切な措置を行うこと。
- ③施設・設備において、周辺も含め清掃・除草（処分を含む。）等の日常管理を定期的実施すること。
- ④日報を記録し、まとめたものを毎年、河川管理者及び港湾管理者に提出すること。

### 災害時の対応

- ①事前に係留施設を点検し、係留船舶の固定等の災害対策を行うとともに利用者の避難誘導その他の措置を講ずること。
- ②被災があった場合には、速やかに河川管理者及び港湾管理者へ報告するとともに、応急対策は占有者自らが行うこと。

### 水質事故等の対応

- ①緊急時の連絡体制を確立すること。
- ②水質事故等が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡すること。
- ③概ね30分以内に現場に赴き対応できる体制を確立すること。

### 利用者への指導

- ①利用者に対し、係留方法・場所、他の水面利用者の自由使用の妨げ、油漏れによる水質事故、騒音の発生、清掃等の清潔保持等について適切に指導すること。
- ②利用者にかかる賠償責任保険に加入させること。

### 訓練の実施

- ①災害時及び水質事故が発生した場合に対応した訓練を実施すること。

### 管理運営

- ①係留対象船舶は、4条件を満たした船舶とすること。（追加指示で変更の可能性あり）
- ②地元（漁協、自治会、周辺民間マリーナ等）との連絡・調整を行うこと。
- ③係留対象でない船舶の所有者に対する指導等を行うこと。
- ④占有物件に関する苦情・問合せについては、占有者が責任をもって対応すること。
- ⑤協議会に協力して、放置船舶に対して広報活動等に取り組むこと。
- ⑥利用料金は、収支計画、施設の特性や近隣相場を勘案し、著しく高額でない料金で任意に設定すること。

## スケジュール

### 募集要項（案）の決定

・7/31（金）

### 募集要項の発表・配布期間

・8/24（月）～9/8（火）

### 質問受付期間

・9/4（金）～9/8（火）

### 質問回答

・9/17（木）

### 応募書類受付期間

・9/18（金）～10/9（金）

### 占有者の審査、決定

・10月～12月中旬

### 選定結果の通知・公表

・1月上旬

※スケジュールは今後変更の可能性あり。

# 協議・検討事項 | 係留対象船の減 啓発チラシ (案)

## ▼協議会方針周知の啓発チラシを郵送するとともに船舶付近に貼付

アンケート、廃船処理のチラシ、民間マリーナ紹介も同時配布

勢田川等水面利用対策協議会は

平成27年〇〇月〇〇日

### 今後5年(平成32年3月まで)で『不法係留船ゼロ』を目標とします

現在、宇治山田港には河川法・港湾法の占用許可を受けないまま係留されている船舶(以下「不法係留船」)が多数存在し、津波や高潮の際の被害や水質事故、河川・港湾施設等の損傷等が懸念されています。

このような現状を改善するため、地域住民の代表や漁業関係者、行政が中心となり「勢田川等水面利用対策協議会」(以下「協議会」)を設立し、様々な対策を協議してきました。

今年2月の協議会では、今後5年(平成32年3月まで)で『不法係留船ゼロ』を目標とすることを決定し、船舶係留施設等の管理を行う団体等を管理者として公募することとし、下記の4条件を全て満たす船舶については原則係留を認め、長年管理がされず放置されている船舶等については撤去して頂く方針です。

#### 1 今後係留を認める「4条件」とは?

- ①漁船登録の検認を受けている、又は船舶検査書の有効期間内である。
- ②漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。(船舶への登録番号の表示など)
- ③所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。
- ④平成23年4月1日以降、新たに係留が確認された船舶ではない。

◇参考◇

「小型船舶の登録等に関する法律」に基づき登録された小型船舶には、登録番号の表示が義務付けられています。



#### 2 「4条件」を満たしている船舶について

河川法・港湾法の占用許可を受けた施設での係留を原則認めます。(係留は有料) 係留を希望される方は、必ず別添のアンケートの提出をお願いします。

なお、現在、一部の係留施設について管理者を公募しており、今後、他の係留施設となり得る施設についても順次、管理者を公募していく予定です。※裏面参照

#### 3 「4条件」を満たしていない船舶等について

撤去して頂くこととなりますので、速やかに4条件を満たしていただきますようお願いいたします。4条件を満たした上で、係留を希望される方は、必ず別添のアンケートの提出をお願いします。

※条件を満たしていない船舶所有者の方、係留を希望されない方もアンケートの協力をお願いします。

### 係留を認める区域



係留を認める区域は以下のとおりです。これ以外の場所に係留することはできません。

- |   |               |
|---|---------------|
| 1 | ゴーリキマリンヴィレッジ  |
| 2 | マリーナ伊勢        |
| 3 | 今一色漁港区        |
| 4 | 神社港(海の駅)      |
| 5 | 秀英工業          |
| 6 | 大湫川(五十鈴川合流点)  |
| 7 | 一色町物揚場施設      |
| 8 | 一色町地先船溜まり     |
| 9 | 勢田川防潮水門下流(左岸) |

### 係留施設の管理者公募

今後、上記係留施設のうち⑥～⑨は所定の要件を満たした管理者を公募して、協議会で水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者に河川法・港湾法に基づく占用を許可した上、係留対象船を管理して頂く予定です。

管理者を募集する際の公募要件(抜粋) (変更が生じる場合もあります。)

- 過去5年間にプレジャーボート等小型船舶の保管業務について実績を有すること。
- 施設・設備の保守・点検及び清掃等の環境整備を適切に実施できる者。
- 台風及び高潮等の災害時や油漏れなどの水質事故時において、関係機関への連絡をする等適切に対応できる者。
- 利用者に対し、係留方法・場所、他の水面利用者の自由使用の妨げ、油漏れによる水質事故、騒音の発生、清掃等の清潔保持等について適切に指導できる者。

廃FRP船の処理の相談は下記まで(※別添のチラシ参照)

FRP船リサイクルセンター(一般社団法人 日本マリン事業協会内)

電話: 03-5542-1202 ホームページ: <http://www.marine-jaba.or.jp/>

#### ◆お問い合わせ◆

「勢田川等水面利用対策協議会」事務局

国土交通省三重河川国道事務所 河川占用調整課 Tel 059(229)2218

三重県伊勢建設事務所 総務・管理室 管理課 Tel 0596(27)5202

## ▼不法係留船の減少

### 「5年で解決」を目標とする

- ◆ 平成29年度までに受入先を確保
- ◆ 平成30年から排除に向けた手続き

「Ⅰ係留場所の確保増」と「Ⅱ係留対象船の減」を両輪とした対策を推進し、今後5年（平成31年度中）で解決を目指す。

### Ⅰ 係留場所の確保増

H27	H28	H29	H30	H31
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状施設の活用（占用主体は公募による）</li> <li>・民間マリナーの拡張</li> <li>・新規施設の設置</li> </ul>				

### Ⅱ 係留対象船の減

H27	H28	H29	H30	H31
<b>是正指導</b>		<b>強制撤去</b>		
協議会方針周知（撤去指導）		監督処分		
↓		↓		
警告書送付、看板設置		行政代執行		
↓				
指示書の交付				

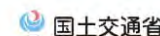
### <参考>

国土交通省及び水産庁による推進計画（H25.5月）

### <内容>

- ・ 10年間で放置艇を解消
- ・ 保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策

#### プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための 総合的対策に関する推進計画



##### □推進計画の概要

- ・ 東日本大震災を教訓として、今後想定される南海トラフ巨大地震等の津波による背後住居への二次被害が懸念。
- ・ 港湾、河川、漁港の三水域が取り組んできたそれぞれの放置艇対策を更に実効的に推進することが必要。
- ・ 国土交通省と水産庁は、港湾・河川・漁港等の管理者、マリン関係団体、プレジャーボート利用者等が連携して取り組むべき施策を総合的にとりまとめ、各々の関係者が着実に実践することを目的に推進計画を策定。
- ・ 本推進計画は、10年間で放置艇の解消を目標。

##### □推進計画の策定の意義

放置艇の解消に向けた国の方針を自治体に示すことにより、地域で取り組む施策の優先順位を上げるなど、三水域（港湾、河川、漁港）管理者や関係者が放置艇対策に取り組みやすい環境を整備。

##### □目標達成のための施策

- 1) 保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策  
係留・保管施設の設置や、放置等禁止区域の設定といった規制措置を推進。当該施設の整備にあたっては、民間資金や交付金等を活用。
- 2) 関係者間の連携推進  
放置艇対策を地域全体の共通課題として捉え、地域の関係者が連携・協力して、協議会等を設置し、放置艇対策を推進する環境整備を実施。
- 3) 効果的な放置艇対策事例の周知  
放置艇対策として実績を上げている事例など、実効性のある対策事例を各自治体に周知。

##### □ロードマップ

- ・ 目標達成に向け、地域レベルと全国レベルの双方の観点からPDCAの取り組みを一体的に進める



